

水巻町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 30,807	千円 7,361,716	千円 222,725	千円 1,443,876	% 19.6	% 22.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

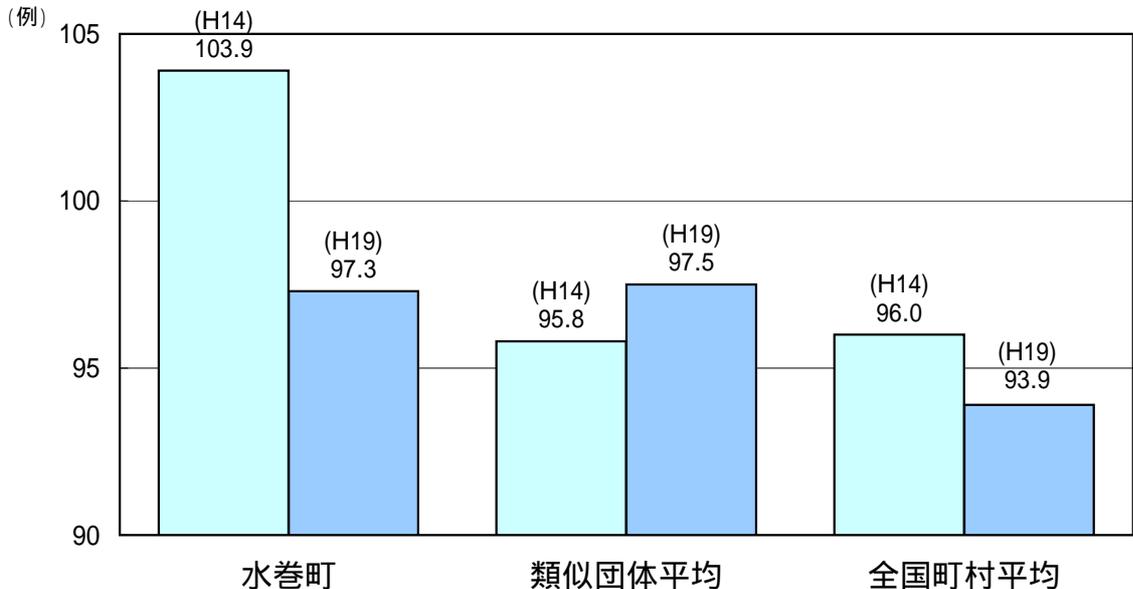
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 160	千円 616,209	千円 93,359	千円 259,341	千円 968,909	千円 6,056	千円 6,106

(注) 1 職員手当には退職手当・児童手当を含まない。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

区分	削減措置	実施期間	内容
特別職	給料月額削減	平成19年4月1日から平成21年3月31日まで	町長、副町長、教育長の給料月額を5%、3%、2%それぞれ減額
一般職	給料月額削減 管理職手当の減額	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで	職員の給料月額を2.5%減額 管理職手当率を2%減じて支給

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
水巻町	43.5 歳	340,537 円	400,562 円	372,831 円
福岡県	43.4 歳	357,973 円	438,150 円	394,356 円
国	40.7 歳	325,724 円		383,541 円
類似団体	43.3 歳	336,283 円	399,119 円	371,273 円

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
水巻町	45.7 歳	320,987 円	351,470 円	346,009 円
うち 給食調理員	44.2 歳	311,749 円	337,153 円	334,353 円
うち 用務員	57.4 歳	381,713 円	437,439 円	407,439 円
うち 電話交換手	37.3 歳	285,334 円	308,798 円	308,798 円
福岡県	49.9 歳	354,259 円	404,099 円	384,432 円
国	48.8 歳	287,094 円		320,514 円
類似団体	48.0 歳	286,981 円	315,880 円	304,818 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		水巻町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	175,300 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	146,700 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	139,200 円	-	-

(注) 実際の支給額は平成18年特例条例により2.5%減額した額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

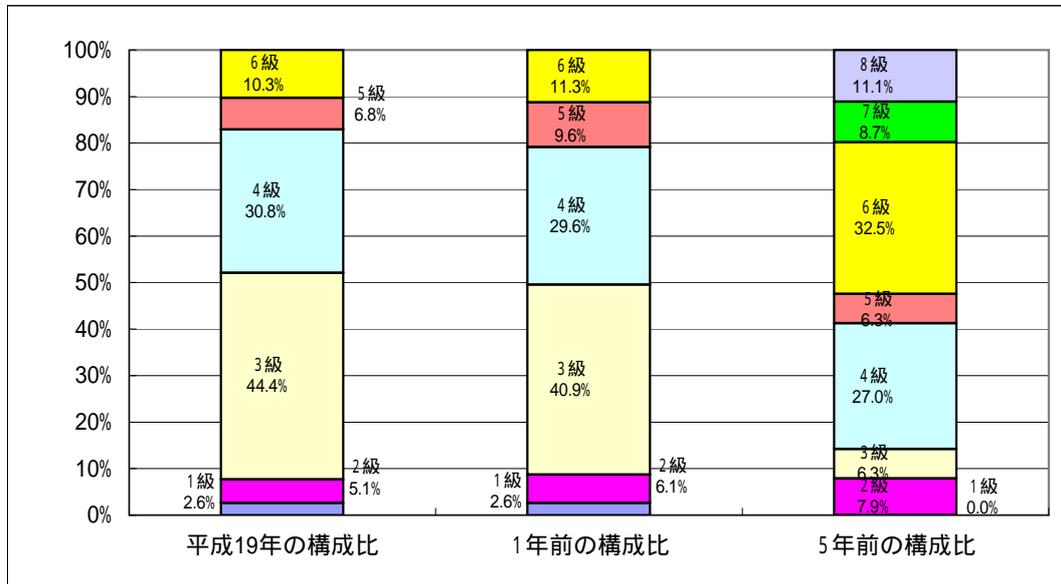
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	292,982 円	339,329 円	386,899 円
	高校卒	226,298 円	293,232 円	334,296 円
技能労務職	高校卒	253,598 円	285,335 円	306,736 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定期的な業務を行う主事の職務	3 人	2.6 %
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	6 人	5.1 %
3 級	主任の職務	52 人	44.4 %
4 級	係長及び主査の職務	36 人	30.8 %
5 級	会計管理者、課長、主幹(これに相当する職を含む。)及び課長補佐の職務	8 人	6.8 %
6 級	会計管理者、課長、主幹(これに相当する職を含む。)の職務	12 人	10.3 %

- (注) 1 水巻町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

水 巻 町	福 岡 県	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,553 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,842 千円	
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

水 巻 町	国
(支給率) 自己都合 勤続・定年	(支給率) 自己都合 勤続・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算)	その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算)
1人当たり平均支給額 24,090 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		15,796 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		101,257 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
水巻町	2.5 %	156 人	0 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
水巻町	2.5 %	0 %

(4) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	3 (平成18年度より全て廃止)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	24,653 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	158 千円
支給実績(平成17年度決算)	37,183 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	221 千円

(6) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
扶養手当	配偶者13,500円、他の扶養親族2人目までそれぞれ6,000円、3人目以降1人につき5,000円。配偶者非扶養の第1子は6,500円。満15歳に達する日後の最初の年度始め～満22歳に達する日以後の年度末までの子1人につき、5,000円加算。	同じ	-	15,813 千円	205,308 円
住居手当	借家 借家などの住居にかかる費用を負担している職員に対して月額27,000円を限度に支給。 持家 住居を所有する世帯主である職員に対して月額4,900円を支給。	一部異なる	借家 家賃額1,000円～12,000円のと き、一律1,000円 支給しているが、 国は支給無。 持家 国は、新築又は 購入の日から起算 して5年を限度に 月2,500円を支 給。	12,926 千円	132,811 円
通勤手当	交通機関利用者 交通機関を利用している職員に対してはその運賃等に応じ、最高55,000円を限度に支給。 交通用具利用者 自家用車等を利用している職員に対しては、その通勤距離に応じ、月額3,600円～9,100円を支給。	一部異なる	交通機関利用は同じ。 交通用具利用者は、使用距離に応じて、月額2,000円～20,900円を支給。	7,048 千円	52,509 円
管理職手当	課長・主幹職 月 給料月額13% (15%) 課長補佐職 月 給料月額9% (11%)			13,474 千円	564,542 円

管理職手当の()内は、減額措置を行う前の数値です。

5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料 報 酬	市区町村長	727,700	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 町 長	(766,000)	円	915,000	円 /	340,000	円
		603,340	円				
		(622,000)	円	750,000	円 /	277,000	円
	議 長	336,000	円				
		()	円	499,000	円 /	227,000	円
	副 議 長	298,000	円				
		()	円	430,000	円 /	182,000	円
	議 員	279,000	円				
		()	円	400,000	円 /	157,000	円
期 末 手 当	市区町村長	(平成18年度年度支給割合)					
	副 町 長	3.35	月分				
		特別職加算	2.0%				
	議 長	(平成18年度支給割合)					
	副 議 長	3.35	月分				
	議 員	特別職加算	2.0%				
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 町 長	給料月月額(766千円)×在職年数×5.1(任期毎)					
		給料月月額(622千円)×在職年数×3(任期毎)					
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

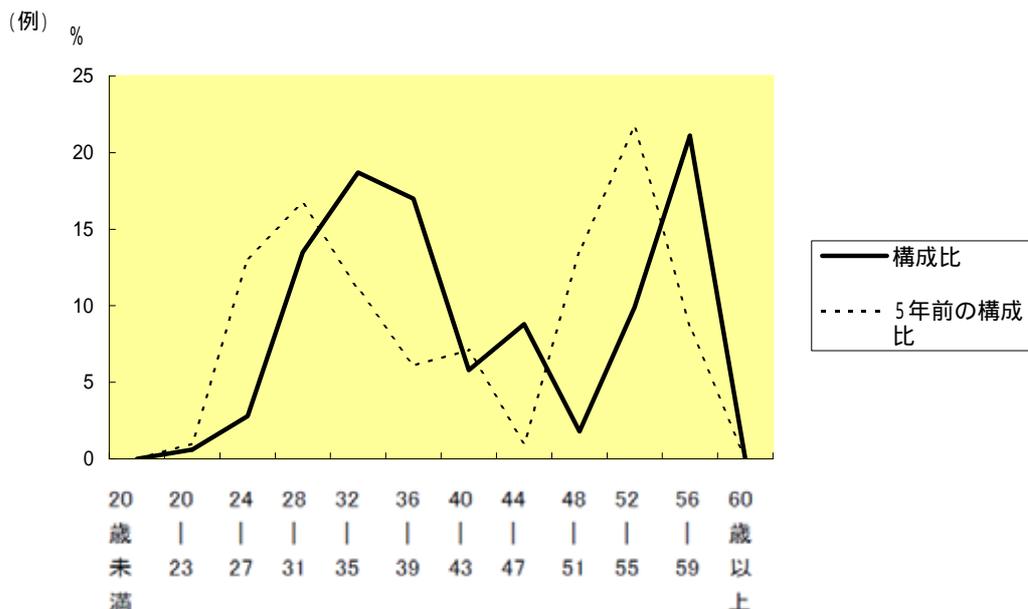
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成18年	平成19年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	生活環境課廃止による事務の一部の移管に伴う増減 職種変更職員研修のための増 住民税係と資産税係の統合に伴う減 退職に伴う欠員不補充 介護保険広域連合からの復帰に伴う増 産炭6法廃止による事業縮小に伴う減 用地買収業務の統廃合による減
		総務企画	35	43	
		税務	13	12	
		民生	27	24	
		衛生	10	12	
		労働	2	1	
		農林水産	2	2	
		商工	2	1	
		土木	22	21	
		計	116	119	
	教育部門	40	37	3	学校用務員業務を一部民間委託したことによる減
	小 計	156	156		<参考> 人口1,000人当たり職員数 3.86 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 5.41 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	7	7	高齢者福祉担当職員介護保険事業から 民生一般へ修正したことによる減 介護保険広域連合からの復帰に伴う減	
	その他	14	9		
	小 計	21	16		5
合 計		177	172	5	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.58 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0	1	5	23	32	29	10	15	3	17	36	0	171

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
183人	160人	23人	12.6%

(参考) 平成26年4月1日現在における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年6月1日	平成26年3月31日	25人の純減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分	区	17年	18年	19年	20年	18年～20年	(参考)数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	
一般行政	職員数	122	116	119	-		110
	増減		6	3	-	3(25%)	12
教育	職員数	41	40	37	-		27
	増減		1	3	-	4(29%)	14
公営企業	職員数	20	21	16	-		20
	増減		1	5	-	0(100%)	0
計	職員数	183	177	172	-		157
	増減		6	5	-	11(44%)	25

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 18年度	千円 629,090	千円 46,939	千円 59,241	% 9.4	% 9.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 18年度	人 7	千円 30,348	千円 6,217	千円 12,952	千円 49,517	千円 7,074	千円 6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

区分	削減措置	実施期間	内容
特別職	給料月額削減	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	町長、副町長、教育長の給料月額を 5%、3%、2%それぞれ減額
一般職	給料月額削減 管理職手当の減額	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	職員の給料月額を2.5%減額 管理職手当率を2%減じて支給

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水巻町	46.1 歳	363,883 円	557,888 円
団体平均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水巻町(水道事業)		水道事業(団体平均)	
1人当たり平均支給額(平成18年度)		1人当たり平均支給額(平成18年度)	
1,850 千円		1,785 千円	
(平成18年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
3.0 月分	1.45 月分		
(1.6)月分	(0.7)月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成19年4月1日現在)

水 巻 町			水道事業(団体平均)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置 2~20%加算)			(退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額		該当無し	1人当たり平均支給額		16,217 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)			787 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)			112,486 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
水巻町	2.5 %	7 人	2.5 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
水巻町	2.5 %	0 %

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	2,154 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	308 千円
支給実績(平成17年度決算)	2,452 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	350 千円

(注)時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	配偶者13,500円、他の扶養親族2人目までそれぞれ6,000円、3人目以降1人につき5,000円。配偶者非扶養の第1子は6,500円。満15歳に達する日後の最初の年度始め～満22歳に達する日以後の年度末までの子1人につき、5,000円加算。	同じ	-	1,146 千円	286,500 円
住居手当	借家 借家などの住居にかかる費用を負担している職員に対して月額27,000円を限度に支給。 持家 住居を所有する世帯主である職員に対して月額4,900円を支給。	同じ	-	861 千円	122,971 円
通勤手当	交通機関利用者 交通機関を利用している職員に対してはその運賃等に応じ、最高55,000円を限度に支給。 交通用具利用者 自家用車等を利用している職員に対しては、その通勤距離に応じ、月額3,600円～9,100円を支給。	同じ	-	331 千円	47,334 円
管理職手当	課長・主幹職 月給料月額の13%(15%) 課長補佐職 月給料月額の9%(11%)	同じ	-	647 千円	647,496 円

管理職手当の()内は、減額措置を行う前の数値です。

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
7 人	7 人	0 人	0 %

(参考)平成26年4月1日現在における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年6月1日	平成26年3月31日	25人の純減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3)を参照

8 職員福利厚生事業の状況

(1) 健康診断等

区分	対象者	受診者数
定期健康診断(年1回)	全職員(嘱託職員含む)	173人

(2) 健康に関する研修会、カウンセリング等

- メンタルヘルス研修会(年1回) 19年度実施「受動喫煙対策と健康づくりとしての禁煙サポート」
18年度実施「メタボリックシンドロームについて」
- 健康相談(保健師)年6回
健康相談(産業医)年12回

(3) 職員厚生会

水巻町職員厚生会は、地方公務員法第42条に基づく職員の福利厚生事業を実施するために条例により設置しているものです。

(会員数) 194人

(事業内容)

福利厚生事業(会費及び町補助金により実施)

脳ドック助成、インフルエンザ予防接種補助、芸術勸奨助成、スポーツ観戦助成、同好会助成

慶弔給付事業

結婚祝金、出産祝金、死亡弔意金、入院見舞金他、

(平成18年度職員厚生会決算)

(収入)

	決算額(円)
会費	4,538,967
町補助金等	4,775,053
繰越金	471,620
福祉協会補助金	2,520,000
雑収入	29,549
合計	12,335,189

(支出)

	決算額(円)
福祉協会等負担金	5,728,076
福利厚生事業費	2,692,259
慶弔給付事業	2,470,000
事務費	604,859
予備費	0
合計	11,495,194